

ぎふ木遊館木育体験サポート等
委託業務プロポーザル募集要項

令和7年1月

岐阜県林政部ぎふ木遊館

目 次

	【ページ】
第 1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容等	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第 2 プロポーザルに係る事項	2
1 プロポーザル参加の要件	
2 企画提案書の作成	
3 プロポーザルの手続等	
第 3 提案評価に係る事項	7
1 評価方法	
2 評価会議	
3 評価項目及び評価内容	
第 4 選定に係る事項	7
1 最優秀提案者の選定	
2 提案者が 1 者またはない場合の取扱い	
3 選定結果の通知及び公表	
第 5 契約の締結	8
1 契約方法	
2 契約保証金	
第 6 業務の適正な実施に関する事項	9
1 関係法令の遵守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護	
4 守秘義務	
5 立入検査等	
第 7 業務の継続が困難となった場合の措置について	9
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第 8 問合せ先及び各種書類の提出先	10
様式	11
別表 評価項目及び評価内容	27

プロポーザル募集要項

平成25年3月に策定した、「ぎふ木育30年ビジョン^(※1)」に基づき、ぎふ木育^(※1)を推進していく拠点である「ぎふ木遊館」を令和2年7月17日に開館しました。

当該施設において、子どもから大人まであらゆる世代の県民の方々にぎふ木育を体験していただくため、ぎふ木育の普及推進の経験・実績のある人材を確保・配置し、ぎふ木育の学びの支援や提案、木育プログラムの提供、ボランティアの育成・管理・活動支援等についての業務を実施します。

このたび、本業務の実施にあたり、上記の趣旨に沿った、効果的、自由な発想による企画提案、幅広い世代のニーズに合ったサービス提供することができる参加事業者を募集します。

※1：「ぎふ木育」及び「ぎふ木育30年ビジョン」については、以下の岐阜県ホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/103470.html>

○留意事項

令和7年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

ぎふ木遊館木育体験サポート等委託業務

2 業務内容等

別紙「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間

4 委託費の上限

103,247,100円（消費税及び地方消費税込み、各年度34,415,700円を上限とする。）

※当該上限を超える見積額の提案は、選定対象外とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であって、以下の①から⑩までの条件を満たすものとしします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に評価会議の日までに登載されている者であること。

岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)の 新規 登載・変更については下記の URL を参照してください。

【参考：入札参加資格審査申請について】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/23159.html>

- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- ⑤ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ この業務に関して、他の共同体の構成員を兼ねている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩ 平成30年度以降に、国、地方公共団体又は公益法人(以下「国又は地方公共団体等」という。)から「親子が利用する木のおもちゃの遊び場の運営」を受託した実績
※なお、共同体で参加する場合にあっては、以下の(ア)から(エ)までの条件を満たすものとします。
 - (ア) 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。
 - (イ) 代表者が、上記①から⑨のすべての条件を満たしていること。

- (ウ) 共同体の構成員の中で、上記⑩の条件を満たしていること。
- (エ) 代表者以外の構成員が上記①及び③から⑨までの条件を満たしていること。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。
- ・ 消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者
 - ・ 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもつて払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く）がある者
- 上記２点について、証明できる書類（岐阜県納税証明書及び消費税等納税証明書）の写しを提出すること。

2 企画提案書の作成

様式１により作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。

企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和 7 年 1 月 31 日（金）～2 月 17 日（月）
② 募集要項等に関する質問受付	令和 7 年 1 月 31 日（金）～2 月 17 日（月）
③ プロポーザル参加申込受付	令和 7 年 1 月 31 日（金）～2 月 17 日（月）
④ 企画提案書受付	令和 7 年 1 月 31 日（金）～3 月 1 日（土）
⑤ プロポーザル評価会議	令和 7 年 3 月中旬
⑥ 審査結果の通知・公表	令和 7 年 3 月下旬

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）～2 月 17 日（月）（休館日(水曜日)を除く）

午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

② 配布場所

募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

※紙媒体で配布を希望する場合は、以下までお越しください。

岐阜県林政部ぎふ木遊館総務企画課（〒502-8503 岐阜市学園町 2-33）

※郵送での配布は行いません。

(3) 説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は、開催しません。

② 質問書の受付期間

令和7年1月31日(金)～2月17日(月)

③ 質問書の提出方法

質問書(様式2)をぎふ木遊館あてに電子メールにファイル

(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

その他の方法による質問には回答を行いません。

電子メールアドレス：c25111@pref.gifu.lg.jp

※電子メールの件名に「【質問】ぎふ木遊館木育体験サポート等委託業務」と記載してください。

※提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、応募者全員に通知するとともに、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

(4) プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

令和7年1月31日(金)～2月17日(月)(休館日(水曜日)を除く)

午前8時45分～午後5時30分

② 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書(様式3)

イ 共同体構成員届出書(様式4)(該当する場合のみ)

ウ 共同体協定書(該当する場合のみ、参考様式1)

エ 共同体委任状(様式5)(該当する場合のみ)

オ 岐阜県内に事業所等を有する場合は、「岐阜県納税証明書(全税目に未納の徴収金ない旨の証明書)」及び「消費税等納税証明書(未納税額のない旨の証明書)(写し可)(提出日において発行日から90日以内のもの)

岐阜県内に事業所等を有しない場合は、「消費税等納税証明書(未納税額のない旨の証明書)(写し可)(提出日において発行日から90日以内のもの)

※「岐阜県納税証明書」及び「消費税等納税証明書」は、納税義務が免除されている場合においても提出が必要です。

③ 提出部数

1部

④ 提出方法

参加希望者は、参加申込書を、ぎふ木遊館まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。郵送の場合は簡易書留など配達記録が残るものとしていただくとともに、電話により送達を確認してください。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間

令和7年1月31日（金）～3月1日（金）（休館日（水曜日）を除く）
午前8時45分～午後5時30分

② 提出書類

企画提案書（様式1）

a) 法人等概要書（様式6）

b) 企画提案内容・提案者の経験能力（様式7）

c) 国又は地方公共等において、業務を受託した実績書（様式8）及び業務を受託した際の契約書の写し（最新のもの各業務1枚）

d) 見積書（様式9、見積内訳書（参考様式2）を含む）

e) 定款及び法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

f) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容がわかる資料）

※なお、共同体の場合は、構成員全てについて 上記 a) から c) 並びに e) 及び f) までを提出してください。また、構成員全てについて次の書類を提出してください。

g) SDGs への取り組み状況（様式11）

③ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

④ 提出方法

上記受付期間までに、ぎふ木遊館へ持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は簡易書留など配達記録が残るものとしていただくとともに、電話により送達を確認してください。

⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 当プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク 公募要項に違反すると認められる場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

コ 委託費の上限を超える見積書の提案を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（様式 10）をぎふ木遊館に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください

（７） 見積書作成にあたっての注意事項

- ① 見積書及び見積内訳書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。

- ② 見積内訳書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「ぎふ木遊館木育体験サポート等委託業務プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議では、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

（１）開催日時：令和7年3月中旬（予定）

（２）開催場所：岐阜市学園町2-33 ぎふ木遊館 木工室

（３）企画提案の所要時間（予定）

- | | |
|------------|--------|
| ・プレゼンテーション | 15分間以内 |
| ・質疑応答 | 15分間程度 |

（４）注意事項：

- ・開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は後日通知します。
 - ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
 - ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
 - ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。
- 受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
 - ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

- （１）評価会議構成員が下記の評価基準に基づき評価点を算出する。
- （２）提案者ごとの評価点の合計を比較し、最も評価点の合計が高い者を最優秀提案者としします。ただし、評価点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とする。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定する。
- （３）上記（１）の評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

2 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点及び提案金額（得点順） ※ただし、提案者が2者の場合は公表しません。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の提案者と交渉するものとします。

2 契約保証金

契約金額の十分の一の額（1円未満の端数があるときは切り捨て）の額とする。ただし、岐阜県会計規則第114条第2項に掲げる要件に該当するときは、免除します。

3 電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、県より電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの意向確認を行います。なお、電子契約による契約の締結を希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

4 その他

選定した契約候補者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議から本契約締結までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

契約の受託者（以下、「受託者」という。）は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守することとします。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が行う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑

な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第 8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒502-8503 岐阜市学園町 2-33 岐阜県林政部ぎふ木遊館 総務企画課

TEL : 058-215-1515 (直通)

FAX : 058-231-2755

電子メールアドレス : c25111@pref.gifu.lg.jp